

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三項」を「第二項」に、「同条第四項後段」を「同条第三項後段」に改める。

様式第十六号（表）中「第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項」を「第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項」に改める。

様式第十七号を次のように改める。

様式第十八号の記載上の留意事項1及び様式第二十二号(表)中「~~海~~」を「~~海~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。